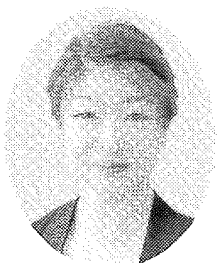


中 経 論 壇

日本公認会計士協会東海会
中小企業認定事業委員会
松本 千春



東海地区は自動車産業を中心とするモノづくり産業の拠点が集積している。近年、電気自動車(EV)への変革や半導体不足などにより業績が低迷しており、また製造業のサプライチェーン(供給網)やサービス業などのその他の業種も、コロナウィルスの感染拡大や原材料・人件費・エネルギーコストの高騰などによって経営が傾き、資金繰りが困窮して、各地域に設置されている経営支援機関へ相談する中小企業が増加している。企業再生支援の現場では、ほとんどの相談企業が過剰債務の状況にある。経営者の多くは、従業員や取引会社、借入先に誠実に対応するための対策に真摯(しんし)に取り組んでいるが、適切な販売価格の交渉や提供が難航している企業や経営効率化の対応が遅れている企業が多く見られる。自社のみでの再生が難しい場合は、債務を整理し、経営再建を目指すためにスポンサーに事業や会社を承継させ、事業を継続して従業員の雇用維持や取引先への影響を最小限に抑える再生型M&A(企業の合併・買収)の手法を活用するケースがある。

破産だけではない選択

債務整理と再生型M&A

し、負債の多くを元の法人に残すことで、負債と事業を切り離して再建を図る。買い手企業は、売り手企業の金融機関に対する債務を力ツトすることにより、買収の負担を軽減できる。売り手企業は、知的財産や従業員らを守ることができ、債権者としても、破産した場合よりも多く債権を回収できるという利点がある。

従来この債務整理について統一的なルールは存在しなかったが、「私的整理に関するガイドライン」が整備され、公平中立な立場の公的機関である中小企業活性化協議会や地域経済活性化支援機構などによって、債務整理を併用しながらM&Aを成立させることが可能になった。こうした私的整理では「経営者保証ガイドライン」を並行して利用する場合が多い。これは、経営者が自己破産をすることなく、経済活動への再チャレンジを誘導するものであり、一定の要件を満たした場合に利用できる。

金融機関は企業が破産した場合より債権を回収できるとはいえ、債権カットは望まぬ。過剰債務は収益力の低下や過度な投資などが原因だが、金融機関の信用保証制度への依存度が高くなったことなどにより、モニタリングが緩やかになったことにも起因しているのではないだろうか。公認会計士は、投資者および債権者の保護などを図り、国民経済の健全な発展に寄与することを使命としている。中小企業は人的資源が少なく会計の専門性を持つ人材の確保は難しい。公認会計士が財務の信頼性を支援することで、地域経済の発展に寄与できると考える。

オープンカレッジ

食品安全文化を醸成するために

そこで、食品企業安全文化を醸成に、従業員に対して働きかければ良い、行動変容モデルから考察する。

行動変容ステップは、禁煙の研究から考え方で、ヘルニケーションなど用いられている。これは、人が行動には、無関心期・準備期・実行期・五つのステージを考える。すなわち心期は、行動を変えたいと思っていない。感情期は、行動を変える必要が意識しているステージ。期は、取り組むべく明確にし、実践に備をするステージ。

組織の変容を促す方法

全体で食品安全の実現のための取り組みを実践する食品安全文化の醸成が不可欠。

講師 貴士

は、設定した課題行動を実践して。維持期は、行